

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 株式会社 P（種類株式発行会社ではない。）の発行可能株式総数は 30 万株、発行済株式総数は 9 万株である。P 社株式の 30%は、同社の創業者であり代表取締役である A が保有し、取締役である B・C がそれぞれ 10%ずつ保有している。また、P 社の従業員（約 500 名）が合計で 15%の P 社株式を保有し、A の妻である W が 5%、L 社・M 社・N 社（以下「L 社ら 3 社」という。）を含む P 社の取引先約 20 社が合計で 30%の P 社株式を保有している。P 社の定款には、株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の規定がある。
2. P 社は、L 社ら 3 社と共同で新規事業に参入することを計画し、4 社合同での協議を半年ほど続け、2017 年 4 月上旬に 4 社間で共同事業に関する覚書が交わされた。P 社は、L 社ら 3 社との共同事業に必要な資金を調達するため、新たに 3 万株の株式を発行し、L 社ら 3 社にそれぞれ 1 万株ずつ割り当てることとした。
3. P 社は 2017 年 6 月 15 日に臨時株主総会を開催し（株主総会の招集手続はすべて適法に実施された。）、募集株式の数 3 万株、払込金額 1 株につき 10 万円、払込期日を同年 7 月 6 日、増加する資本金の額を 30 億円とする募集株式の発行を決議した（以下「本件決議」という。）。本件決議に際し A は、「F 証券に作成を依頼した株式価値評価書によると P 社株式の価値は 1 株 12 万円～15 万円とされているが、L 社ら 3 社は新規共同事業のパートナーであり、今後も強固な関係を築いていくために 1 株 10 万円で発行することとした。」との説明がされた。本件決議は議決権総数の約 90%の賛成を得て可決された。
4. 2017 年 7 月 6 日、L 社ら 3 社はそれぞれ払込みを完了し、P 社は、株主名簿に L 社ら 3 社が新たに 1 万株ずつ取得したことを記載した（以下「本件株式発行」という。）。本件株式発行後の L 社ら 3 社の持株比率はいずれも 10%に満たないものである。
5. 同月 11 日、P 社の取引先であり株主でもある S 社は、P 社従業員 J から、本件決議の際の A の説明にあった F 証券が作成した株式価値評価書には、実際には P 社株式の価値は 1 株 18 万円～20 万円と記載されていたことを聞き、その評価額が記載された評価書の写しを入手した。

【設問】

2017 年 7 月 12 日の時点で、S 社は、本件株式発行の効力を否定するためにどのような主張をすることが考えられるか、答えなさい。なお、S の請求が認められるか否かについては答えなくてよい。

〔第2問〕 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】会社法207条1項が、同法199条1項3号の事項を定めたとき、裁判所に検査役の選任を申し立て、検査役による財産の価額の調査を受けなければならないとしているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】会社法207条9項5号に該当する場合には検査役の調査を不要としている。これはどのような趣旨によるものか、5行以内で説明しなさい。